

(別添2)

電力会社の水力発電施設以外の利水施設に対する自主点検

○関係省庁との協力の下、次により、1級河川の河川区域等に存する電力会社の水力発電施設以外の主な利水施設を対象に、報告データ及び法手続の適正性についての自主点検(期限2月28日(水))を実施。

